

○被害者連絡制度運用要綱の制定について

平成19年8月29日
例規第6号県警察本部長
部・課（隊・所）長
警察学校長
警察署長

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の規定に基づき、警察と被害者及びその家族又は遺族の連絡体制をより緊密化し、県民に信頼される警察活動を遂行するため、次のとおり被害者連絡制度運用要綱を制定し、平成19年9月1日から実施することとしたから、この取扱いに遺憾のないようにされた。

なお、被害者連絡制度運営要綱の制定について（平成9年3月27日例規第6号）は廃止する。

被害者連絡制度運用要綱

目次

第1章 総則（第1—第6）

第2章 身体犯等の被害者連絡（第7—第10）

第3章 地域警察官による身体犯の被害者等への被害者訪問・連絡活動（第11—第15）

第4章 侵入窃盗事件の被害者連絡（第16—第19）

第1章 総則

第1 目的

この要綱は、警察と被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）との相互連絡（以下「被害者連絡」という。）を組織的かつ確実に実施するための制度（以下「被害者連絡制度」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 被害者連絡の基本

- 被害者連絡は、被害者等の抱く不安を解消し、広く警察活動に対する県民の信頼と協力を得ようとするものであるため、その趣旨を踏まえ、真に被害者等の置かれている立場を理解し、被害者等に対しては誠意をもって接し、その尊厳を傷つけることのないよう留意しつつ、積極的にこれを推進していかなければならない。
- 被害者連絡制度の運用に当たっては、事件関係者のプライバシーの保護に細心の注意を払わなければならない。
- 被害者連絡は、原則として被害を認知した警察署及び交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）において実施するものとする。

第3 被害者連絡の対象者

被害者連絡の対象者は、身体犯及び重大な交通事故事件（以下「身体犯等」という。）の被害者等、侵入窃盗事件で直ちに被疑者検挙の見通しのない事件の被害者並びに警察署長又は高速隊長（以下「署長等」という。）が被害者連絡を行うことが必要と認めた事件（以下「認定事件」という。）の被害者等とし、その適用範囲は別表に掲げる罪種・事件のとおりとする。ただし、被害者等が少年の場合には、原則として、その保護者を対象者とするものとする。

第4 警察本部事件主管課長等の責務

- 警察本部の事件主管課長は当該主管事件の被害者連絡、地域部地域課長は被害者連絡のうち被害者等への訪問・連絡活動（以下「被害者訪問・連絡活動」という。）について、それぞれの事務が適切に行われるよう指導しなければならない。
- 警察本部の事件主管課長及び地域部地域課長は、被害者連絡が2以上の警察署の管轄区域にわたるときは、関係する警察署との連絡及び調整に当たるものとする。

第5 署長等の責務

署長等は、被害者連絡が確実かつ適切に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

第6 被害者連絡に係る体制等

1 被害者連絡責任者

- (1) 警察署及び高速隊に、被害者連絡責任者を置き、警察署にあつては事件捜査（触法少年事案の調査を含む。）担当課長（以下「事件捜査課長」という。）を、高速隊にあつては副隊長をもって充てる。
- (2) 被害者連絡責任者は、被害者連絡に係る事務を行わせるため、課員又は隊員の中から被害者連絡事務担当者（以下「連絡事務担当者」という。）を指定するとともに、被害者連絡を行わせるため、当該被害者連絡に係る事件捜査に従事している警察職員（触法少年事案に携わる警察職員を含む。）の中から被害者連絡員を指定するものとする。
- (3) 被害者連絡責任者は、被害者連絡の実施状況を把握し、連絡事務担当者及び被害者連絡員を指導監督し、被害者連絡が確実に実施されるように努めなければならない。

2 連絡事務担当者

連絡事務担当者は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 被害者連絡経過票（様式第1号。以下「経過票」という。）の管理
- (2) 被害者連絡の実施状況の把握
- (3) 被害者等からの各種照会の対応
- (4) 関係部門との連絡及び調整
- (5) (1)から(4)までのほか被害者連絡責任者が命じた事務

第2章 身体犯等の被害者連絡

第7 身体犯等の被害者連絡の実施要領

- 1 被害者連絡員は、被害者等に対して所属及び氏名を告げた上、被害者等の意向に反しない限り面接、架電等の方法により、次に掲げる項目について被害者連絡を行うものとする。

- (1) 刑事手続及び犯罪被害者のための制度

事件を認知したときなどの捜査の初期段階において、被害者の手引等の情報提供資料を交付した上で、刑事手続及び犯罪被害者のための制度について教示すること。

- (2) 被疑者の検挙又は送致までの捜査状況

事件を認知した後、次表の区分に応じてそれぞれ同表に掲げる期間を経過した時点で被疑者の検挙又は送致に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況について連絡すること。この場合において、該当する期間のすべてが経過した後は、同表に掲げる期間経過後の措置により連絡すること。

| 区分 | | 期間 | 期間経過後の措置 |
|-----------|-------------------------------------|-------------------|-------------------------------------|
| 身体犯 | 被害者死亡事件 | おおむね2月、6月及び1年 | 原則として、少なくとも1年に1度、定期的に行う。 |
| | 上記以外の身体犯 | おおむね2月 | 被害者等の意向、事案の内容等を総合的に勘案した上で、状況に応じて行う。 |
| 重大な交通事故事件 | 死亡ひき逃げ事件 | おおむね2週間、2月、6月及び1年 | 原則として、少なくとも1年に1度、定期的に行う。 |
| | 上記以外のひき逃げ事件 | おおむね2週間 | 被害者等の意向、事案の内容等を総合的に勘案した上で、状況に応じて行う。 |
| | 交通死亡事故、全治3月以上の重傷交通事故、危険運転致死傷罪等に該当する | おおむね1月 | |

| | |
|------|-------------------------------------|
| 事件 | |
| 認定事件 | 被害者等の意向、事案の内容等を総合的に勘案した上で、状況に応じて行う。 |

(3) 被疑者の検挙状況

ア 逮捕事件の場合

(ア) 被疑者を逮捕した場合は、逮捕後速やかに被疑者検挙の旨、被疑者の人定（氏名、年齢及び住居地をいう。以下同じ。）その他必要と認められる事項（以下「人定等」という。）について連絡すること。ただし、否認事件、いまだ逮捕していない被疑者のいる共犯事件等である場合において、逮捕後速やかに連絡することにより捜査に支障を及ぼすおそれがある場合は、支障が無いことを確認した段階で連絡するものとする。

なお、被疑者の身柄拘束中に余罪として送致した場合の連絡内容についても逮捕事件の場合と同様とする。

(イ) 逮捕した被疑者を送致する前に釈放した場合は、釈放後速やかに釈放の旨及びその理由について連絡し、勾留（少年事件の場合の勾留に代わる観護の措置を含む。以下同じ。）が行われなかった場合は、釈放後速やかにその旨について連絡するものとする。

イ 在宅送致事件の場合

被疑者を在宅で送致した場合は、送致後速やかに被疑者検挙の旨、被疑者の人定、送致先検察庁その他必要と認められる事項について連絡するものとする。

なお、被疑者を逮捕したものの、その後身柄を釈放し在宅で送致した場合も同様とする。

ウ 少年事件の場合の特例

被疑者が少年の場合で、被害者等に被疑少年の人定等を連絡することにより被疑少年の健全育成を害するおそれがあると認められるときは、被疑少年の人定等に代えて当該被疑少年の保護者の人定等を連絡するものとする。

なお、被疑少年又は当該被疑少年の保護者の人定等を被害者等に連絡したときは、連絡後速やかに当該被疑少年の保護者に対してその旨を連絡するものとする。

エ 触法少年事案の場合

14歳未満の少年が、別表に掲げる罪種・事件に該当する行為を行った場合で、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第215条の規定による児童相談所への通告等の補導の措置を行ったときには、当該措置後速やかにその旨及び当該触法少年の保護者の人定等を連絡するものとする。

なお、触法少年の保護者の人定等を被害者等に連絡したときは、連絡後速やかに当該触法少年の保護者に対してその旨を連絡するものとする。

(4) 逮捕被疑者の処分状況

逮捕被疑者が成人の場合は、勾留期間の満了後速やかに送致先検察庁、処分結果（起訴、不起訴、処分保留等）、公訴提起先裁判所（起訴の場合のみ。）その他必要と認められる事項について、少年の場合は、勾留期間満了後速やかに送致先検察庁及び送致した家庭裁判所について連絡するものとする。

2 被害者連絡に際しての留意事項

- (1) 被害者連絡に当たっては、捜査の方針、捜査の内容、鑑識資料等捜査の秘密にわたる具体的内容について不用意に漏らすことのないようにすること。
- (2) 被害者等及びその関係者の素行、言動等により、被害者等及びその関係者による被疑者への報復の可能性が認められるなど、被害者連絡を行うことが適当でない場合には、被害者連絡を行わないものとする。
- (3) 暴力団犯罪の被害者等への被害者連絡については、長野県警察保護対策実施要綱の制定について（平成24年4月23日例規第10号）に基づく保護対策の実施との調整を図るものとする。
- (4) 被害者連絡に当たっては、被害者等に対して、被疑者（触法少年を含む。）及びその保護者（被疑者が少年の場合に限る。）のプライバシーの重要性について説明を行い、プライバシーに関する紛

議事案が起こることのないよう配慮するものとする。

- (5) 少年事件の場合は、少年の健全育成の重要性について説明を行うとともに、触法少年事案の場合は、少年法（昭和23年法律第168号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の趣旨や刑法（明治40年法律第45号）第41条の規定による犯罪の不成立等についても説明を行い、少年の健全育成についての十分な配慮を行うものとする。
- (6) 被疑者が責任無能力者又はその疑いが強い場合は、可能な限り当該被疑者の保護者の了解を得た上で被害者連絡を行うこと。
- (7) 被害者連絡員が不在である場合に、被害者等から問い合わせがあったときは、確実にその旨を被害者連絡員に引き継ぐこと。

第8 経過票の作成等

- 1 警察署及び高速隊における経過票の作成及び管理は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 被害者連絡員は、被害者連絡を行った都度、経過票に必要事項を記載して連絡事務担当者に報告するものとする。
 - (2) (1)の報告又は第14の4の送付を受けた連絡事務担当者は、当該経過票を整理保管するとともに、被害者連絡の実施状況を被害者連絡責任者及び署長等に報告するものとする。
- 2 警察署における被害者訪問・連絡活動に関する希望確認及び経過票の写しの送付は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 被害者連絡を実施する警察署（以下、「連絡担当警察署」という。）の被害者連絡員は、身体犯の被害者等の事情聴取又は被害者連絡を行うときに、地域警察官による被害者訪問・連絡活動の実施に係る希望の有無を確認し、その結果を経過票に記載して連絡事務担当者を経て署長に報告するものとする。
 - (2) 被害者等が被害者訪問・連絡活動の実施を希望している旨の報告を受けた警察署長（以下「署長」という。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれの措置を執るものとする。
 - ア 当該被害者等の住居地を管轄している場合
自署の地域課長（長野中央警察署及び松本警察署にあつては地域第一課長、地域課が置かれていない警察署にあつては地域・交通課長。以下同じ。）に経過票の写しを送付する。
 - イ 当該被害者等の住居地を管轄していない場合
被害者等の住居地を管轄する警察署（以下「住居地管轄警察署」という。）の署長とあらかじめ協議した上で、経過票の写しを送付し、被害者訪問・連絡活動の実施を依頼する。
 - (3) (2)のイにより被害者訪問・連絡活動の実施を依頼した連絡担当警察署の連絡事務担当者は、依頼に係る経過票に変更又は追加があった場合は、その都度経過票の写しを住居地管轄警察署の連絡事務担当者に送付するものとする。

第9 関係所属との連携

- 1 経過票の引継ぎ
 - (1) 被害者連絡に係る事件の被疑者を検挙した警察署（以下「検挙警察署」という。）が、連絡担当警察署と異なる警察署である場合において、当該事件を検挙警察署に引き継ぐ必要があるときは、あらかじめ被害者等の希望を確認した上で、経過票の写しを作成し、経過票の原本を検挙警察署に引き継ぐことができる。ただし、被害者等が引き続き連絡担当警察署による被害者連絡を希望した場合は、この限りでない。
 - (2) (1)により経過票の引き継ぎを受けた検挙警察署は、連絡担当警察署（住居地管轄警察署を含む。）と連携し、適切な被害者連絡の実施に努めるものとする。
- 2 被害者支援担当部門との連携
 - (1) 被害者連絡責任者は、身体犯の連絡対象事件を認知したとき又は被害者が犯罪被害者等給付金の支給申請を要望したときは、警察署の総務課（被害者支援係が置かれている警察署にあつては被害者支援係）にその旨を連絡するものとする。
 - (2) 被害者連絡員は、警察署の被害者支援係又は長野県警察指定被害者支援要員制度運用要綱（平成12年3月9日例規第5号）に基づく指定被害者支援要員と緊密に連携して被害者連絡を行うものとする。

する。

第10 実施状況の報告

署長等は、被害者連絡の実施状況について、別に定める報告要領により四半期ごとに、事件主管課及び刑事部刑事企画課を経由して警察本部長に報告するものとする。

第3章 地域警察官による身体犯の被害者等への被害者訪問・連絡活動

第11 被害者訪問担当者の指定等

1 訪問等実施課長（第8の2により経過票の写しの送付を受けた地域課長をいう。）は、警察署の地域課員（長野中央警察署及び松本警察署にあっては地域第一課員、地域課が置かれていない警察署にあっては地域・交通課員）の中から被害者訪問事務担当者（以下「訪問事務担当者」という。）を指定し、次に掲げる事務を行わせるものとする。

- (1) 経過票の写し及び被害者訪問カード（様式第2号。以下「訪問カード」という。）の管理
- (2) 関係部門等との連絡及び調整
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、訪問等実施課長が命じた事務

2 訪問事務担当者は、第12により指定される被害者訪問・連絡活動を担当する地域警察官（以下「担当警察官」という。）が不在である場合に、被害者等から問い合わせがあったときは対応し、その旨を担当警察官に連絡するものとする。

第12 担当警察官の指定

訪問等実施課長は、被害者等の住居地を受持区とする所管区の地域警察官の中から担当警察官を指定するものとする。ただし、女性の被害者等が女性警察官による被害者訪問・連絡活動を希望した場合は、受持区によることなく、女性警察官の中から担当警察官を指定するよう努めるものとする。

第13 訪問等実施課長の責務

訪問等実施課長は、被害者訪問・連絡活動の実施状況等を把握し、確実かつ適切に被害者訪問・連絡活動が行われるよう訪問事務担当者及び担当警察官を指導監督するとともに、その効果的な運用に努めなければならない。

第14 被害者訪問・連絡活動の実施要領

1 被害者訪問・連絡活動は、原則として担当警察官が被害者等の住居地を訪問し、被害者等と面接することにより行うものとする。その際、被害回復、被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導等を行うとともに、被害者等からの警察に対する要望、苦情、相談等を聴取するものとする。

2 担当警察官は、指定を受けてから1週間以内をめどに初回の被害者訪問・連絡活動を行うものとする。ただし、経過票の写しの記載内容その他の情報から被害者訪問・連絡活動を迅速に行う必要がある場合は、可能な限り早急に行うものとする。

3 担当警察官は、被害者訪問・連絡活動を実施（被害者等が被害者訪問・連絡活動を希望しないことが判明した場合を含む。）した都度、訪問カードを作成して訪問事務担当者に報告するものとする。

4 訪問事務担当者は、担当警察官から訪問カードを受領したときは、次に掲げるとおり措置するものとする。

- (1) 保管する経過票の写しに被害者訪問・連絡活動の経過を記録し、及び当該訪問カードを経過票の写しに添付して活動の経過を署長に報告する。
- (2) 当該訪問カードの写しを連絡事務担当者（当該警察署が住居地管轄警察署であるときには、連絡担当警察署の連絡事務担当者）に送付する。

5 被害者訪問・連絡活動は原則として1月に1回程度行うものとする。ただし、被害者等から実施期間又は頻度について希望があった場合は、被害者等の希望を踏まえた上で定めるものとする。

6 訪問等実施課長は、初回の実施からおおむね2月を経過した時点で、被害者等の意思を確認し、被害者等の同意が得られた場合は、事件捜査課長と協議の上、署長の承認を得て被害者訪問・連絡活動を打ち切ることができるものとする。

第15 活動上の留意事項

担当警察官が被害者訪問・連絡活動を実施する際は、経過票の写しに記載された連絡内容、留意事項等を踏まえ、被害者等の心情を害することのないよう、言動には十分留意すること。

第4章 侵入窃盗事件の被害者連絡

第16 侵入窃盗事件認知時の被害者連絡実施要領

- 1 事件担当捜査員及び所管区の地域警察官は、別表に掲げる侵入窃盗事件の発生を認知した場合は、相互に緊密な連携を図り、被害者連絡として次に掲げる事項を口頭又は書面等により行うものとする。なお、被害者連絡を行うに当たっては、被害者連絡制度の趣旨を十分に説明しなければならない。
 - (1) 再被害防止のための指導
 - (2) 次に掲げる捜査の参考となる事項の連絡依頼
 - ア 近隣住民その他第三者からの事件に関する情報提供
 - イ 被害内容及び被害金品の訂正、届出後に判明した被害金品の特徴並びに被害金品の発見
 - ウ 被疑者の遺留物その他参考となる資料の発見
 - エ 警察に対する要望・相談事項
 - オ その他参考となるべき事項
- 2 事件担当捜査員が被害者連絡を行った場合は、犯罪捜査規範に規定する犯罪事件受理簿にその結果を記載しておくものとする。
- 3 所管区の地域警察官が被害者連絡を行った場合は、「交番・駐在所の備付簿冊等の様式及びその取扱要領について」（平成6年3月10日例規第2号）に規定する犯罪捜査簿にその結果を記載しておくものとする。

第17 被害者からの連絡に対する対応要領

- 1 被害者から第16の1(2)に掲げる連絡を受けた事件担当捜査員又は所管区の地域警察官は、相互に緊密な連携を図り、内容に応じて再臨場その他の必要な捜査活動を行うとともに、捜査活動の結果を被害者に連絡するものとする。
- 2 事件担当捜査員は、被害者からの連絡内容及び捜査活動の結果について、捜査書類の作成、警察に対する相談の受理等により明らかにし、その内容を所管区に連絡して情報共有を図るものとする。
- 3 所管区の地域警察官は、被害者からの連絡内容及び捜査活動の結果について、事件担当課との連絡を密にし、その内容を犯罪捜査簿に記載しておくものとする。

第18 警察活動中における被害者連絡

- 1 所管区の地域警察官は、巡回連絡、警らその他の警察活動を通じて、被害者等と密接な連絡を図るなど効果的な被害者連絡を行うものとする。
- 2 事件捜査課長は、努めて自署の地域課長に捜査情報を提供するとともに、事件担当捜査員も所管区の地域警察官と連携し、犯罪捜査、情報収集等の警察活動を通じて、被害者連絡を行うものとする。
- 3 警察活動中における被害者連絡実施状況については、第17の2及び3に準じて、その内容を明らかにしておくものとする。

第19 被疑者検挙及び処分結果の連絡

- 1 事件捜査課長は、被害者連絡を行った事件を自署で検挙したとき又は他署で検挙したことを知ったときは、所管区の地域警察官若しくは事件担当捜査員をして、第7の1の(3)に準じて被疑者検挙の連絡をするものとし、被害品のある場合は、その状況、還付等の予定について併せて連絡するものとする。ただし、被害者が被害品等の還付等を通じて既に被疑者が検挙されたことを知っているときはこの限りでない。
- 2 事件捜査課長は、被疑者の処分が決定したときは、事件担当捜査員をして第7の1の(4)に準じて処分結果の連絡を行うものとする。
- 3 所管区の地域警察官及び事件担当捜査員は、1又は2により被害者連絡を行ったときは、相互に情報共有を図り、第17の2及び3に準じて、その内容を明らかにしておくものとする。